【資料3】

メディア連携部会及びダム情報提供部会の 設置について 水防災意識社会 再構築ビジョン

大規模氾濫減災協議会 第1回 岩手地域メディア連携部会を開催

東北地方整備局岩手河川国道事務所

1. 概要

〇地域のリスク情報や水害情報等について、テレビやラジオ等のそれぞれのメディアが有する特性を活かし、住民の理解と行動に つなげるための取組を関係者で連携して実施するため、第1回 岩手地域メディア連携部会を開催。

※大規模氾濫減災協議会の部会として設立、目的意識の統一と連携強化を図るため、岩手県内の他協議会も含む3圏域合同で開催。

2. 日時/実施状況

日 時:令和元年9月5日(木) 13:30~15:00

場 所:岩手河川国道事務所 2階大会議室

出席者:テレビ局(5)、ケーブルテレビ局(12)、ラジオ局(1)、

コミュニティFM局(7)、新聞社(5)、行政機関を

含む46機関、約60名が参加

議事内容

- 1) 部会設立の趣旨について
- 2)危機感が伝わるメディアとの連携策について
- 3)取組内容•情報提供等
- 4)意見交換 ・災害に関する報道の現状について ・今後について



主な内容等

- ■災害に関する報道の現状及び今後について
- テレヒ゛ (NHK)
 - ▶各地域で発生しやすい災害の特徴を日頃から把握し、それぞれの災害に対して視聴者の心に響く コメントを日々検討し、各県別に準備している。
 - ≫災害が起きそうな時、通常放送にカットインして、緊急放送をする場合「ここからは特別に 岩手県の皆様に伝えます」と明確に伝え、更に声も緊迫感のある感じで、情報も細かく伝えている。
- ●テレビ(民)
 - ▶通常放送を止めて緊急放送をする基準が各社「大地震と津波」だけしか決められておらず、 大雨災害、河川の氾濫等について基準が決められていないのが現状。
 - ➤一方で、すべての放送局は、画面を縮小したL字放送により、視聴者への危険周知の意味では 大きな役割を果たしており、更に危険度が高くなった時に生放送に切り替えて放送していく タイミング、そのあたりを見計らいながら命を守る放送をしていかなくてはならないと強く 感じている。
- ●ケーフ゛ルテレヒ゛
 - ▶平成28年台風10号の際に、ライブ放送できなかったことを反省とし、市の設置した監視カメラ映像など、目に訴える放送に取り組んでいる。
- ●ラジオ
 - ▶西日本豪雨では、テレビ・ラジオの情報で避難した人が少ないという結果のようだが、情報を 見聞きした近所の人や家族からの電話などで当事者の避難に繋がるきっかけになればいいと 考えている。
- ●コミュニティFM
 - ▶市町と防災協定を締結し、災害対策本部が設置された場合、臨時放送ブースを設置し情報をリアルタイムに流している。また、災害対策本部長、市長がリアルタイムに市民に語りかける取組を実施している。
 - ▶市町では、緊急告知ラジオを使って近所の方へ避難を呼びかけてもらう為に自主防災組織の長、 行政区長等に緊急告知ラジオを配布している。
- ●新聞
 - ≫新聞は速報性で他のメディアにかなわないが、当社のHPも一定数のアクセスもあることから、
 洪水情報、ダム放流情報の提供対象に加えてもらいたい。

水防災意識社会 再構築ビジョン

北上川上流大規模氾濫減災協議会 第1回 ダム情報提供部会を開催

東北地方整備局岩手河川国道事務所

1. 概要

近年各地で大水害が発生していることを受け、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組をさらに充実し加速するために、利水ダムの管理者も参画し、ダムの機能や特徴、放流情報について情報共有を行い、流域全体での関係機関の連携強化と防災対策の向上に資することを目的として開催。

2. 日時/実施状況

日 時:令和元年10月9日(水) 13:30~15:30

場 所:北上川ダム統合管理事務所会議室

出席者:東北電力(株)、東北自然エネルギー(株)、

岩手県企業局、農林水産省東北農政局、 岩手県農林水産部、岩手県県土整備部、 北上川ダム統合管理事務所、放流通報先 となる関係市町(13)を含む23機関、

約40名が参加

議事内容

- 1) 部会設立の趣旨について
- 2) 国土交通省所管ダムの取組状況について
 - ・国交省所管ダムの取組状況について
 - ・全国のダムの事前放流・治水協力体制状況
- 3)ダムの概要と放流情報について
 - •各ダム管理者から情報提供
- 4) 今後について



<開催状況>

主な内容等

- ■国土交通省所管ダムの取り組み状況の共有
 - ▶国土交通省所管ダムでは、より効果的な操作や有効活用のとして事前放流に取り組んでおり、令和元年8月までに実施体制を整えているダムは全国で51ダムとなっている。また、利水ダムにおいても全国で7ダムが治水協力体制を整えている。(岩手河国)
 - ➤洪水時におけるダム等の防災情報強化として、放流通知先を追加、CCTV画像の提供、 SNSを活用するなど取り組みを進めている。また、日頃からダム情報について広報誌 などにより地域住民への啓発を実施している。(北上川ダム統管)
 - ▶自然調節方式のダムにおいても3時間前の情報提供を検討している。 また、異常洪水時防災操作の通知や警報についても運用の見直しを始めている。 (岩手県県土整備部)
- ■各ダムの概要と放流情報の共有
 - ▶農業用ダムの管理形態は非常に複雑。設置者・管理者・委託者のパターンは様々あり、 住民へのダム情報の提供にあたっては留意して対応する必要がある。 (岩手県農林水産部)
 - ▶現在、警報車による通知だけを行っているが、今年度、サイレンによる警報設備を 設置予定のダムがある。(東北農政局)
 - ⇒サイレンの設置に伴い、住民への周知を図っていきたい。(関係市町)

今後について

今回共有した情報を基に、各ダムにおいて減災につながる取り組みについて、課題や懸案となるポイントについて検討し、その対策について次回以降の部会において共 有を図ることとする。

ダム情報提供部会(案)

<趣旨>

平成30年7月豪雨をはじめ、近年各地で大水害が発生していることを受け、「施設では守りきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組をさらに充実し加速するために、利水ダム管理者等の多様な関係機関に参画いただき、ダム操作に関わる住民への情報提供の現状やあり方等について、流域全体の関係機関の情報共有・意見交換をおこなうとともに、日頃からの連携関係を構築することを目的とする。

〈メンバー〉(予定)

- 15 機関
 - ※利水[農水](2)、治水[県](6)、ダム下流市町(5)、岩手県、気象台
- ※施設運用や管理における実務担当の方に参加いただくことを想定しています。

<取組事項>

- ・各利水ダムの機能や特徴について、関係機関との情報共有を図る。
- ・各利水ダムからの放流情報について、関係機関との情報共有を図る。

将来的には

・他機関連携タイムラインの検討への参画 等

<今後のスケジュール>

- ・第1回部会(スタートアップ)
- ・第2回部会(情報共有、各機関における取組方針)
- ※以降、年1~2回程度、定期的に開催

【事務局】

○岩手県県土整備部

河川課(担当)金田一 TEL:019-651-3111 FAX:019-629-5909

三陸圏域大規模氾濫減災協議会 規約(案)

(設置)

第1条 水防法(昭和24年法律第193号)第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として「三陸圏域大規模氾濫減災協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 本協議会は、平成28年8月台風第10号により岩泉町の小本川等において大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、河川における堤防の決壊や越水等に伴う大規模な浸水被害に備え、隣接する自治体や県、国等が連携して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の対象河川)

第3条 本協議会は、別表1に記載する河川を対象とする。

(協議会の構成)

- 第4条 協議会は、別表2の職にある者をもって構成する。
 - 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
 - 3 事務局は、協議会に諮り、第1項による者のほか、必要に応じて別表2の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

- 第5条 協議会において実施する事項は、以下のとおりとする。
 - 2 洪水浸水想定区域等の現状の水害リスク情報や取組状況の共有
 - 3 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動・排水活動の連携及び地域防災力の維持・ 継承を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた 「地域の取組方針」の作成
 - 4 「地域の取組方針」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ
 - 5 その他、洪水減災対策に関して必要な事項

(幹事会)

- 第6条 協議会の下に幹事会を置く。
 - 2 幹事会は、別表3の職にある者をもって構成する。
 - 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
 - 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、 調整等を行うことを目的とし、結果については協議会へ報告するものとする。
 - 5 事務局は、幹事会に諮り、第2項による者のほか、必要に応じて別表3の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を幹事会に求めることができる。

(部会)

- 第7条 協議会の下に個別課題検討のため、必要に応じて部会を設置することができる。
 - 2 部会は、別表4の職にある者をもって構成する。
 - 3 部会の運営、振興及び招集は事務局が行う。
 - 4 部会は、減災対策等の個別音課題を検討し、結果については協議会へ報告するものとする。
 - 5 事務局は、部会と調整のうえ、必要に応じて別表4の職にある者以外の者(部会の目標達成に必要な機関及び事業者等)の参加を求めることができる。

(会議の公開)

- 第8条 協議会は原則公開とする。ただし、実施内容によって、協議会に諮り、非公開と することができる。
 - 2 幹事会は原則非公開とし、幹事会の検討結果を協議会へ報告することにより公開 とみなす。
 - 3 部会における取組及び検討内容は、構成員の了承を得たうえで公開することができる。

(協議会資料等の公表)

- 第9条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会に諮り、非公表にすることができる。
 - 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得 た後、公表するものとする。

(事務局)

- 第 10 条 協議会、幹事会及び部会の庶務を行うため、事務局を置く。
 - 2 事務局は、岩手県県土整備部河川課が行う。

(雑則)

第 11 条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続その他運営に関し必要な事項 については、協議会で定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成 29 年 5 月 24 日から施行する。 平成 30 年 5 月 30 日改定

令和2年 月 日改定

(別表1)

No	水系名	河川名	管 轄
1	長部川	長部川	陸前高田市
2	気仙川	気仙川	住田町/陸前高田市
3	気仙川	川原川	陸前高田市
4	気仙川	矢作川	陸前高田市
5	気仙川	中平川	陸前高田市
6	気仙川	大股川	住田町
7	気仙川	小股川	住田町
8	気仙川	篠倉川	住田町
9	気仙川	新切川	住田町
10	気仙川	坂本川	住田町
11	気仙川	中沢川	住田町
12	浜田川	浜田川	陸前高田市
13	船河原川	船河原川	大船渡市
14	須崎川	須崎川	大船渡市
15	盛川	盛川	大船渡市
16	盛川	中井川	大船渡市
17	盛川	立根川	大船渡市
18	盛川	鷹生川	大船渡市
19	後の入川	後の入川	大船渡市
20	合足川	合足川	大船渡市
21	綾里川	綾里川	大船渡市
22	甫嶺川	甫嶺川	大船渡市
23	泊川	泊川	大船渡市
24	浦浜川	浦浜川	大船渡市
25	吉浜川	吉浜川	大船渡市
26	熊野川	熊野川	釜石市
27	片岸川	片岸川	釜石市
28	甲子川	甲子川	釜石市
29	甲子川	小川川	釜石市
30	甲子川	中川目川	釜石市
31	甲子川	北川目川	釜石市
32	水海川	水海川	釜石市
33	鵜住居川	鵜住居川	釜石市
34	鵜住居川	長内川	釜石市

35	鵜住居川	能舟木川	釜石市
36	鵜住居川	沢檜川	釜石市
37	小鎚川	小鎚川	大槌町
38	大槌川	大槌川	大槌町
39	織笠川	織笠川	山田町
40	織笠川	馬指野川	山田町
41	関口川	関口川	山田町
42	大沢川	大沢川	山田町
43	重茂川	重茂川	宮古市
44	津軽石川	津軽石川	山田町/宮古市
45	津軽石川	荒川川	山田町
46	八木沢川	八木沢川	宮古市
47	閉伊川	閉伊川	宮古市
48	閉伊川	山口川	宮古市
49	閉伊川	近内川	宮古市
50	閉伊川	長沢川	宮古市
51	閉伊川	飛沢川	宮古市
52	閉伊川	二又川	宮古市
53	閉伊川	刈屋川	宮古市
54	閉伊川	倉の沢川	宮古市
55	閉伊川	大沢川	宮古市
56	閉伊川	小国川	宮古市
57	閉伊川	薬師川	宮古市
58	閉伊川	鈴久名川	宮古市
59	閉伊川	夏屋川	宮古市
60	田代川	田代川	宮古市
61	田代川	神田川	宮古市
62	摂待川	摂待川	宮古市
63	小本川	小本川	岩泉町
64	小本川	清水川	岩泉町
65	小本川	大川	岩泉町
66	小本川	長内川	岩泉町
67	松前川	松前川	岩泉町/田野畑村
68	平井賀川	平井賀川	田野畑村
69	明戸川	明戸川	田野畑村
70	明戸川	川平川	田野畑村
71	普代川	普代川	田野畑村/普代村

72	普代川	茂市川	普代村
73	安家川	安家川	岩泉町/野田村
74	宇部川	宇部川	久慈市/野田村
75	宇部川	泉沢川	野田村
76	宇部川	明内川	野田村
77	宇部川	秋田川	野田村
78	宇部川	谷地中川	久慈市
79	玉の脇川	玉の脇川	久慈市
80	久慈川	久慈川	久慈市
81	久慈川	夏井川	久慈市
82	久慈川	鳥谷川	久慈市
83	久慈川	長内川	久慈市
84	久慈川	小屋畑川	久慈市
85	久慈川	大沢田川	久慈市
86	久慈川	川又川	久慈市
87	久慈川	沢川	久慈市
88	久慈川	田沢川	久慈市
89	久慈川	田子内川	久慈市
90	久慈川	戸呂町川	久慈市
91	久慈川	日野沢川	久慈市
92	久慈川	遠別川	久慈市
93	久慈川	二又川	久慈市
94	米田川	米田川	野田村
95	高家川	高家川	洋野町
96	高家川	オリバ川	洋野町
97	有家川	有家川	洋野町
98	有家川	大野川	洋野町
99	川尻川	川尻川	洋野町

三陸圏域大規模氾濫減災協議会

(構成員) 宮古市長

大船渡市長

久慈市長

陸前高田市長

釜石市長

住田町長

大槌町長

山田町長

岩泉町長

田野畑村長

普代村長

野田村長

洋野町長

気象庁 盛岡地方気象台長

岩手県 総務部長

岩手県 県土整備部長

岩手県 沿岸広域振興局土木部長

岩手県 沿岸広域振興局土木部 宮古土木センター所長

岩手県 沿岸広域振興局土木部 岩泉土木センター副所長

岩手県 沿岸広域振興局土木部 大船渡土木センター所長

岩手県 県北広域振興局土木部長

(アドバイザー) 国土交通省東北地方整備局

(事務局) 岩手県 県土整備部 河川課

利水ダム管理者、高齢者福祉部局等の参画については、事務局において検討し、 別途文書で協議会構成員に諮り、後日決定するものとする。

(別表3)

三陸圏域大規模氾濫減災協議会 幹事会

(構成員) 宮古市 危機管理監 危機管理課長

都市整備部 建設課長

 大船渡市
 都市整備部 建設課長

 久慈市
 総務部 消防防災課長

陸前高田市 防災局 防災課長

釜石市 危機管理監 防災危機管理課長

住田町 総務課長

大槌町 総務部 危機管理室長

山田町 総務課長

建設課長

岩泉町 危機管理統括監

田野畑村総務課長普代村総務課長野田村総務課長

地域整備課長

洋野町 総務課長

建設課長

気象庁 盛岡地方気象台 防災管理官

岩手県 総務部 総合防災室 防災危機管理担当課長

岩手県 県土整備部 河川課 河川海岸担当課長

岩手県 沿岸広域振興局土木部 河川港湾課長

岩手県 沿岸広域振興局土木部 宮古土木センター 河川港湾課長 岩手県 沿岸広域振興局土木部 岩泉土木センター 河川港湾課長 岩手県 沿岸広域振興局土木部 大船渡土木センター 河川港湾課長

岩手県 県北広域振興局土木部 河川港湾課長

岩手県 県北広域振興局土木部 滝ダム管理事務所長

(アドバイザー) 国土交通省東北地方整備局

(事務局) 岩手県 県土整備部 河川課

利水ダム管理者、高齢者福祉部局等の参画については、事務局において検討し、 別途文書で協議会構成員に諮り、後日決定するものとする。

三陸圏域大規模氾濫減災協議会 岩手地域メディア連携部会(仮)

(構成員) 日本放送協会盛岡放送局【NHK】(TV・ラジオ)

(株)IBC岩手放送【IBC】 (TV・ラジオ)

(株)テレビ岩手【TVI】

(株)岩手めんこいテレビ【MIT】

(株)岩手朝日テレビ【IAT】

- ※(株)一関ケーブルネットワーク
- ※岩手ケーブルテレビジョン(株)
- ※(株)えさしわいわいネット
- ※北上ケーブルテレビ(株) (ケーブルTV・きたかみE&Beエフエム)
 三陸ブロードネット(株)
- ※(株)遠野テレビ
- ※ニューデジタルケーブル(株)【花巻ケーブルテレビ】
- ※水沢テレビ(株)

住田テレビ(住田町営)

川井テレビ(宮古市営)

- ※かるまいテレビ(軽米町営)
- ※くずまきテレビ(葛巻町営)

(株)エフエム岩手

- ※(株)ラヂオ・もりおか【ラヂオもりおか】
- ※奥州エフエム放送(株)【奥州エフエム】
- ※えふえむ花巻(株)【FM One】

宮古エフエム放送(株)【みやこハーバーラジオ】

- ※NPOカシオペア市民情報ネットワーク【カシオペアFM】
- ※一関コミュニティFM(株)【FM ASMO】

NPO防災・市民メディア推進協議会【FMねまらいん】

岩手日報社

- ※岩手日日新聞社
- ※胆江日日新聞社

東海新報

- ※盛岡タイムス社
- ※盛岡市総務部危機管理防災課
- ※花巻市総合政策部防災危機管理課
- ※遠野市総務企画部防災危機管理課
- ※北上市消防防災部消防防災課
- ※一関市消防本部防災課
- ※奥州市市民環境部危機管理課
- ※二戸市総務部防災安全課

宮古市危機管理課

釜石市防災危機管理課

大船渡市総務部防災管理室

気象庁盛岡地方気象台

岩手県総務部総合防災室

岩手県県土整備部河川課

岩手県県土整備部砂防災害課

- ※国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所
- ※国土交通省東北地方整備局北上川ダム統合管理事務所

(事務局) 岩手県県土整備部河川課

国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所調査第一課

※印は、三陸圏域以外の機関。

メディア連携部会は県単位での連携を図りたいことから構成員は県内全域を対象とする。

三陸圏域大規模氾濫減災協議会

ダム情報提供部会(仮)

(構成員) 東北電力(株)岩手発電技術センター [大沢(県設置)]

岩手県 農林水産部 農村建設課 ※設置者 [普代、大野]

岩手県 県土整備部 河川課 [滝、日向、綾里川、鷹生]

宮古市 危機管理監 危機管理課

大船渡市 都市整備部 建設課

久慈市 総務部 消防防災課

釜石市 危機管理監 防災危機管理課

普代村 総務課

洋野町 総務課

岩手県 総務部 総合防災室

気象庁 盛岡地方気象台

(事務局) 岩手県 県土整備部 河川課

※[]内はダム名

三陸圏域大規模氾濫減災協議会 要配慮者等避難推進部会(仮)

設置する部会及びその構成員については、事務局において検討し、別途文書で協 議会構成員に諮り、後日決定するものとする。